

(素案)

第5次 秋田県食品の安全・安心に 関する基本計画

【2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度）】

令和8年3月

秋田県

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方	1
I 計画策定の趣旨	
II 計画の基本的事項	
第2章 現状と課題	3
I 前計画の成果と評価	
II 県民の食品の安全性に対する意識	
III 食品を取り巻く現状と課題	
第3章 施策の展開	28
第1 生産から消費に至る食品の安全性の確保	28
1 生産段階における安全性の確保	
2 製造・加工段階における安全性の確保	
3 流通・販売段階における安全性の確保	
4 消費段階における安全性の確保	
第2 食品に関する正確な情報の提供	32
1 食品表示の適正化の推進	
2 トレーサビリティシステムの構築	
3 健康影響に関する情報の提供	
第3 生産者、食品関連事業者、消費者の相互理解・信頼関係の確立	33
1 情報の共有・相互理解の推進	
2 食育の推進	
3 地産地消の推進	
4 認証制度の普及	
第4章 計画の推進に向けて	36
1 施策の推進体制	
2 生産者、食品関連事業者、消費者、行政の役割・責務	
3 計画の進行管理	

第1章 計画策定の基本的考え方

I 計画策定の趣旨

本県では、食品の安全・安心を確保することを目的として、2004年（平成16年）4月に「秋田県食品の安全・安心に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、この条例に基づき同年10月に「秋田県食品の安全・安心に関する基本計画（第1次）」（2004年度（平成16年度）～2010年度（22年度））を策定しました。

2011年（平成23年）3月には、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5か年計画として「第2次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」を策定し、その後、2016年度（平成28年度）から2020年度（令和2年度）までの5か年計画として「第3次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」を策定し、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5か年計画として「第4次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」（以下前計画とする）を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進するため、3つの基本目標と11の施策目標を掲げ、20の施策の方向を示しました。

この計画に基づいて、具体的な行動計画である「食品の安全・安心のためのアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）に達成の数値目標を掲げ、事業や取組の達成状況を公表するなど、各施策を着実に推進してまいりました。

しかしながら、食品の安全・安心に関わる事例は、前計画策定以降もさまざまな問題が発生しています。新型コロナウイルス感染症の流行初期に顕著になった国際的な物流の停滞や労働力不足などが原因で、食品の供給が滞り、品質管理にも影響が出る事態が生じました。また、環境中に広く残留し、人体への影響が懸念されるP F A Sが水や一部の農産物から検出される事例が国内外で報告され、水質や農作物におけるP F A Sの対策についての議論は現在も続けられています。さらに、令和6年には紅麹（べにこうじ）使用製品で健康被害の問題が発生しました。この問題は、健康被害情報の行政への報告が遅れたことにより被害が拡大した経緯があり、これ以降、機能性表示食品については、健康被害情報を得た場合の速やかな報告が義務付けられるこ

ととなりました。また、改正食品衛生法により、令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理の制度化が完全施行され、原則すべての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理の導入・運用が義務付けられています。このような状況の中で、食品の安全・安心を確保するため、このたび「第5次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」（2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度））を策定しました。

これまでの計画の取組で得られた成果や新たな課題などを踏まえつつ、本計画に基づき、県、食品関係事業者、消費者などが情報を共有し、協力・連携しながら食品の安全・安心に関する取組を推進することが重要であると考えています。

II 計画の基本的事項

1 目的

食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼性を確保していくことは、我が国の食料自給に大きな役割を果たす本県が取り組むべき重要な課題です。

本計画は、食品の安全性の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民生活の安定及び向上に寄与することを目的とします。

2 策定の根拠

本計画は、条例第7条第1項の規定に基づき策定します。

3 計画期間

本計画の実施期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間とします。

また、本計画は社会情勢の変化や制度改正等によって、見直しが必要になった場合には、隨時適切に対応します。

4 位置づけ

県が策定する他の計画においても、食品の安全性の確保に関する事項については、本計画に沿って策定し、調和を保つものとします。

5 目 標

「生産から消費に至る食品の安全性の確保」、「食品に関する正確な情報の提供」、「生産者、食品関連事業者、消費者の相互理解・信頼関係の確立」の3つの基本目標を柱とし、食品の安全性と食品に対する消費者の信頼性の確保を目指します。

第2章 現状と課題

I 前計画の成果と評価

前計画では、本計画の基本目標と同じ「生産から消費に至る食品の安全性の確保」、「食品に関する正確な情報の提供」、「生産者、食品関連事業者、消費者の相互理解・信頼関係の確立」の3つを柱とし、アクションプランにより、数値目標の達成に努めるなど着実に推進してまいりました。

■□■ 前計画の主な成果等 ■□■

～食品の安全・安心のためのアクションプラン実績（R3～R6）～

第1 生産から消費に至る食品の安全性の確保

(1) 生産段階における安全性の確保

① 安全な農産物の生産

ア 農薬・肥料の適正使用の指導

○ 農薬適正使用の指導及び支援

【具体的な事業・取組】

- ・農薬販売業者への立入検査及び指導 <農薬安全対策事業>
- ・農薬使用者・販売業者等に対する登録農薬の適正使用講習会の開催 <農薬安全対策事業>
- ・農薬管理指導士の育成<農薬安全対策事業>
- ・農薬適正使用推進リーフレットの作成配布<農薬安全対策事業>
- ・農薬危害防止対策の推進<農薬安全対策事業>
- ・農薬安全使用の推進<農薬安全対策事業>
- ・肥料生産流通状況調査

(水田総合利用課)

【成果・課題等】

農薬の使用基準に適合しない使用事例が確認されたため、適正使用を指導しました。また、適正な農薬販売について指導し、無登録農薬の流通が防止されました。

人の健康や自然環境等に及ぼす農薬の影響を未然に防止するため、住宅地及びその周辺における農薬の適切な取扱を指導する必要があります。

イ 土壤環境改善の推進

○ 安全な秋田米の生産流通の確保

【具体的な事業・取組】

- ・啓発資料の作成配付、吸収抑制対策（湛水管理等）の啓発・普及
　　<安全な秋田米生産対策事業>
- ・農用地土壤汚染防止法に基づく汚染対策地域を特定するための調査の実施　<土壤汚染対策調査事業>
　　(水田総合利用課)
- ・「秋田県農用地土壤汚染対策方針」に基づく恒久対策等の実施
　　(水田総合利用課・農地整備課)
- ・自主分析（ロット調査）を実施している出荷業者を対象にした分析精度管理支援　<安全な秋田米流通対策事業>
- ・土壤汚染対策技術の実証　<安全な秋田米生産対策事業>
- ・基準を超えた含有米の買入・処理等
　　<カドミウム汚染米買入処理事業>　　(水田総合利用課)

吸收抑制対策： カドミウム吸収抑制資材（ケイカル、ようりん）の施用や湛水管理により、稲のカドミウム吸収を抑制すること。

【成果・課題等】

汚染米発生の恐れがある地域では、カドミウム吸収抑制対策として湛水管理が適正に実施されてきましたが、令和6年産米において、1法人が湛水管理の不備から汚染米を生産し、分析を行わずに流通させ、自主回収する事案が発生しました。

吸収抑制対策及び分析の実施をこれまで以上に徹底し、安全な秋田米を提供していく必要があります。

ウ 病害虫の的確な発生予察方法の確立・普及

○ 効率的な病害虫の防除の推進

【具体的な事業・取組】

- ・病害虫発生予察情報の発行　<病害虫発生予察事業>
- ・病害虫発生生態に関する試験研究　<病害虫発生予察事業>

- ・農薬削減に向けた実証試験の実施 <農薬安全対策事業>
- ・市町村病害虫防除組織の活動支援 <病害虫発生予察事業>
- ・病害虫防除における農薬環境リスク低減技術の確立 <農薬安全対策事業>
- ・発生予察の効率化、新防除体系の確立 <農薬安全対策事業>

(水田総合利用課)

[病害虫発生予察： 現地調査等により病害虫の発生を予測すること。]

【成果・課題等】

病害虫発生予察に基づく適切な病害虫防除が実施され、大規模な病害虫被害を防ぐことができました。

温暖化による気候の変化に伴い、病害虫の発生状況が変化してきており、新たな病害虫の発生も見られることから、適確な発生予察に基づき病害虫の防除を指導する必要があります。

工 農業生産工程管理(GAP)の推進

○ 生産工程の適正管理に対する意識啓発及び実践の促進

【具体的な事業・取組】

- ・GAP担当普及指導員の育成 <GAP推進事業>
(水田総合利用課・園芸振興課)
- ・国際水準GAPの普及指導 <GAP推進事業>
- ・JAの取組に対する支援 (水田総合利用課)

【成果・課題等】

GAP研修会の開催や普及指導を行い、民間認証GAPの累計取得者が128経営体に増加しました。

GAPの取組と認証取得をさらに推進する必要があるため、引き続き、指導員を育成するとともに、研修会等でGAPの意義や必要性について普及啓発を図り、地域のモデルとなる経営体を育成していきます。

GAP : (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理)

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。これを農業者や産地が取り入れることにより、持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。

② 安全な畜産物の生産

ア 動物用医薬品・飼料の適正使用の指導

○ 動物用医薬品の適正使用の推進

【具体的事業・取組】

- ・動物用医薬品製造業者・販売業者への監視指導、及び家畜等へ適正な医薬品の投与による、畜産物への薬品残留の防止

<家畜衛生技術総合推進事業>

- ・獣医療法、医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）等に基づく家畜診療施設、動物用医薬品販売業者への立ち入り検査等<家畜衛生技術総合推進事業>

(畜産振興課)

【成果・課題等】

家畜便等を検体として実施した薬剤耐性菌の検査結果を関係者に提供し、適正な動物用医薬品の使用と効率的な治療を指導しました。
引き続き、農場の立入検査等を継続しながら、関係者による薬剤の適正な取扱いを指導します。

薬剤耐性菌：抗生物質などの薬剤を不適切に使用すること等によって出現する薬剤に強い細菌のこと。

○ 飼料の使用状況の記録・記帳の推進

【具体的事業・取組】

- ・飼料安全法に基づく流通業者への立入検査、収去飼料の成分検査

<自給飼料対策指導事業>

- ・農家への巡回指導、給与飼料の記録・記帳指導

<自給飼料対策指導事業> (畜産振興課)

【成果・課題等】

農家の巡回指導により、飼料を適正使用するための記録・記帳の重要性についての理解が深まりました。今後とも飼料安全法に基づく農家指導と立入調査を継続的に実施し、飼料の適正使用について周知を行います。

○ 試験検査や監視指導による安全な食肉の流通

【具体的事業・取組】

- ・と畜及び食鳥精密検査の実施
- ・と畜場及び食鳥処理場への監視指導

(生活衛生課)



と畜・食鳥精密検査：と殺された獣畜及び食鳥について、食用としての流通の適否を判断するため、血液や病変の一部を採取し、細菌学、病理学、理化学的な分析試験を行うこと。

【成果・課題等】

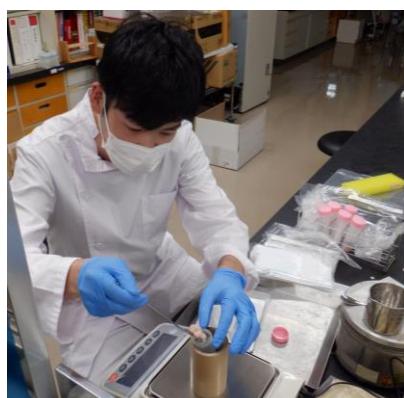
と畜検査及び食鳥検査時の精密検査を実施し、安全な食肉の流通を推進することができました。

引き続き、安全確保対策に必要な精密検査を実施し、流通する食肉の安全性に関する維持向上に努めます。

○ と畜・食鳥検査員の技術と資質の向上

【具体的事業・取組】

- ・検査技術の向上のための研修会への職員の派遣（生活衛生課）



【成果・課題等】

食肉及び食鳥肉等の衛生確保に必要な知識・技術等を習得することにより、職員の資質向上を図ることができました。

引き続き、研修会等への職員派遣の実施と国や他自治体との連携や情報交換等により、検査技術の向上に努めます。

○ 動物用医薬品の残留検査体制の充実と生産者への疾病排除・予防情報の提供

【具体的事業・取組】

- ・と畜場における食肉検査と衛生指導の徹底
- ・食鳥処理場における食鳥検査と衛生指導の徹底
- ・生産団体等へのと畜検査結果の還元

（生活衛生課）

【成果・課題等】

動物用医薬品の適切な使用が確認され、安全な食肉を流通させることができました。引き続き、検査の充実と検査結果の情報還元に努めます。

イ 家畜伝染病予防

○ 養鶏場への立ち入り検査等による鳥インフルエンザの防疫対策の強化

【具体的事業・取組】

- ・養鶏農家等への立入検査及びモニタリング調査の実施

- ・異常鶏死亡情報の早期通報の徹底
- ・立入検査、サーベイランス検査等による伝染性疾病の発生予防とまん延防止等 <家畜伝染病予防事業>
- ・家畜衛生技術の普及指導、疾病監視体制の整備等
　　<家畜衛生技術総合推進事業> (畜産振興課)

【成果・課題等】

養鶏農家等での検査の結果、鳥インフルエンザの感染は全て陰性でした。この結果は、全国統一のモニタリング調査であり、農林水産省のウェブサイトで公表されています。
家畜疾病の早期発見のため、引き続きモニタリング調査を実施します。

③ 安全な魚介類の出荷・生産

ア 貝毒発生監視及び自主管理の推進

○ 関係機関の連携による貝毒の定期的な監視及び漁協による自主管理の推進

【具体的事業・取組】

- ・イガイの下痢性貝毒及び貝毒原因プランクトンの発生状況のモニタリング調査及び貝毒発生情報の提供 <漁場保全対策事業> (水産漁港課)

【成果・課題等】

貝毒に関するモニタリング調査の結果を出荷自主規制の判断に活用しました。引き続き、モニタリング調査を実施し、貝毒発生に係る監視を行い流通する魚介類の安全確保のための情報提供を行います。

イ 水産用医薬品・飼餌料の適正使用の指導

○ 水産用医薬品の適正使用と安全な飼餌料の使用の徹底

【具体的事業・取組】

- ・水産用医薬品適正使用指導会議等の開催
- ・サケふ化事業団体組合等への巡回指導 (水産漁港課)

【成果・課題等】

水産用医薬品等の適正使用の徹底が図られました。引き続き、生産団体等に対し、医薬品医療機器等法に基づいた水産用医薬品等の適正使用の啓発・指導を実施します。

(2) 製造・加工段階における安全性の確保

① 食品営業施設等に対する監視指導

○ 「食品衛生監視指導計画」による効率的な監視指導

【具体的な事業・取組】

- ・監視指導計画の策定・公表
- ・監視指導計画に基づいた効率的な監視指導



(生活衛生課)

食品衛生監視指導計画 :

都道府県などの保健所を設置している自治体は、食品衛生法第24条に基づき年度毎に食品衛生監視指導計画を策定することになっており、重点的に監視指導すべき項目などが定められている。

重点監視対象施設 :

大量調理を行う施設や広域的に流通する食品を取り扱う施設などのこと、県（各保健所）が定めた食品等事業施設（県内では約900施設）。

【成果・課題等】

計画に基づき、食品による危害が発生しやすい時期などを特別監視期間に定め、大量調理施設など主要な食品営業施設への監視指導を実施し、食品による危害防止や施設の衛生管理の向上が図られました。

引き続き、計画的かつ効率的な監視指導を実施します。

○ 食品衛生監視員の技術と資質の向上

【具体的な事業・取組】

- ・食品衛生関係研修会への職員派遣

(生活衛生課)

【成果・課題等】

食中毒疫学研修やHACCPに関する研修等に参加することで職員の食品衛生監視指導業務に対する取組姿勢の向上が図られました。引き続き技術と資質の向上に努めます。

② 食品関連事業者による自主的衛生管理・HACCPに沿った衛生管理の推進

○ HACCPに沿った衛生管理の導入支援

【具体的な事業・取組】

- ・あきたの食安全・安心推進事業における秋田県HACCP認証推進事業

(生活衛生課)

秋田県HACCP認証制度（秋田県食品自主的衛生管理認証制度）：

県産食品の安全確保とブランド化に向け、HACCPに基づく衛生管理を整備し、一定の水準に達している施設を県独自に認証する制度。

【成果・課題等】

食品衛生法改正に伴うHACCP制度化により、原則としてすべての食品等事業者が対象となり、HACCPに沿った衛生管理について普及することができた。

引き続き、関係部局などとの連携により食品事業者に対し、秋田県版HACCP認証取得に向けた助言や技術支援を行います。

○ 自主的衛生管理の推進

【具体的な事業・取組】

- ・あきたの食安全・安心推進事業における自主的衛生管理強化事業
(生活衛生課)

【成果・課題等】

食品衛生推進員に対して、HACCP研修会を実施し、飲食店等への巡回指導時に営業者へHACCPの普及及び相談を行うことで、営業者にとってHACCPに沿った衛生管理の適切な運用の一助となっています。

引き続き、食品衛生推進員への研修を行います。

③ 集団給食施設における衛生管理の推進

○ 職種別衛生管理意識の醸成

【具体的な事業・取組】

- ・衛生管理推進のための関係職員（管理職、栄養教諭、学校栄養職員、調理員）を対象にした各種研修会
(保健体育課)

【成果・課題等】

各研修会で給食施設の衛生管理の充実を図る啓発活動ができました。
引き続き、研修会の開催等に取り組み、さらなる衛生管理の向上につなげます。

○ 実践的衛生管理の巡回指導

【具体的な事業・取組】

- ・給食施設巡回指導者による実践的な衛生管理の指導
- ・給食施設巡回指導
(保健体育課)
- ・保健所による学校給食施設への監視指導
(生活衛生課)

給食施設巡回指導者： 県教育長が委嘱する者で、学校給食施設の関係者に指導助言を行う栄養教諭等のこと。

【成果・課題等】

外部指導者の協力を得て訪問指導を実施し、関係者の衛生意識の向上、不備な点が改善され食中毒防止につながりました。
引き続き、計画的に訪問指導を実施します。

④ 飲用水の安全性の確保

○ 水質基準の遵守徹底

【具体的事業・取組】

- ・水道施設の監視指導 (生活衛生課)

【成果・課題等】

水道施設や飲用井戸について、消毒の徹底などの監視指導を実施し、衛生水準の向上を図ることができました。
重点施設に加え、それ以外の施設についても計画的に監視する必要があります。

(3) 流通・販売段階における安全性の確保

① 県内流通食品等の安全検査

○ 食中毒菌・食品添加物・成分規格基準・残留農薬等の検査の実施

【具体的事業・取組】

- ・収去検査の実施 (生活衛生課)

収去検査：保健所の食品衛生監視員が流通している食品を抜き打ち的に無償で確保し基準に合致しているかどうかを検査すること。基準を超えた場合や違反があった場合は、回収や廃棄等の行政措置が講じられる。

【成果・課題等】

収去検査により、違反食品（成分規格違反、県指導基準違反）の発見、排除や食品製造施設等への適切な衛生指導ができました。
引き続き、食品衛生監視指導計画に基づき実施します。

○ 流通食品の衛生管理状況等の指導

【具体的事業・取組】

- ・県内産・県外産食品、輸入食品の現場検査の実施 (生活衛生課・各保健所)

【成果・課題等】

現場検査により約170件の違反食品等を摘発、排除することができました。今後も食品販売所等における食品等の監視、点検を継続する必要があります。

○ 食品流通の広域化に対応した関係都道府県等との連携と情報共有

【具体的な事業・取組】

- ・広域連携協議会等の出席

(生活衛生課)

【成果・課題等】

関係する会議に出席し、他自治体との情報共有ができました。引き続き、不良食品の流通防止のため、関係都道府県等との情報共有を継続して実施します。

○ 食品検査の継続的な精度管理

【具体的な事業・取組】

- ・食品検査施設の精度管理の実施

(生活衛生課)

食品検査施設： 食品衛生法に基づく食品検査を行う施設のことで、県の機関では、健康環境センター、食肉衛生検査所がある。

【成果・課題等】

検査水準を点検し、検査結果の妥当性を検証しました。
引き続き、食品検査の精度管理を実施し、検査水準を維持します。

② 無承認無許可の医薬品成分を含む食品の流通防止

○ 情報収集や検査の実施及び販売者等への監視指導

【具体的な事業・取組】

- ・無承認無許可医薬品買上調査

(医務薬事課)

【成果・課題等】

年間計画による調査により食品中に医薬品成分の混入はないことが確認されました。引き続き、同調査を実施し、違法な食品流通を排除します。

○ 関係機関への情報提供と県民への注意喚起

【具体的な事業・取組】

- ・関係機関への健康食品等による健康被害の情報提供
- ・講習会等での健康食品等による健康被害について注意喚起（医務薬事課）

【成果・課題等】

関係機関への情報提供により、県民へ健康食品等による健康被害について注意喚起を図ることができました。
引き続き、講習会等での健康食品等による健康被害について注意喚起を実施する必要があります。

(4)消費段階における安全性の確保

① 食品の安全性・食品衛生に関する知識の普及促進

○ 生産者、食品関連事業者、消費者による情報の共有化、意見交換の場の提供

【具体的な事業・取組】

- ・食品の安全・安心に関する地域懇談会等の開催
(生活衛生課・各地域振興局)

【成果・課題等】

食品安全地域懇談会等に参加した県民に対して、食品安全に関する情報発信を行い、生産者、食品関連事業者、消費者の各関係者間の情報共有及び相互理解が図られました。
今後も、食品の安全・安心に係る取組について各関係者間の相互理解につなげるため、各地域単位で開催する懇談会や講習会等において食品安全に関する情報提供及び情報共有を図ります。

○ 消費者の食品衛生知識の普及啓発

【具体的な事業・取組】

- ・食品衛生講習会の実施



(食品安全地域懇談会)



(手洗い教室)

【成果・課題等】

食品衛生講習会等により食品安全に関する知識の普及啓発を図ることができました。引き続き、食品衛生知識の普及啓発を実施します。

○ 「特別監視期間」における住民への注意喚起

【具体的な事業・取組】

- ・食中毒予防の注意喚起



(生活衛生課・各保健所)



特別監視期間： 監視指導計画に基づき、食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末等に、監視指導の強化を図る期間のこと。

【成果・課題等】

新聞、リーフレット、垂れ幕、広報車、市町村広報、ウェブサイト等、様々な媒体を活用して食中毒予防の啓発ができました。

引き続き、消費者の安全確保のため、様々な媒体を活用し、食中毒予防の啓発を実施する必要があります。

② 消費者相談体制の充実

○ 食品の安全・安心に関する相談対応の充実

【具体的な事業・取組】

- ・食品衛生監視員の資質の向上を図るため、研修を実施
(生活衛生課、各保健所)

【成果・課題等】

食品衛生監視員研修会などにより、監視員の資質向上と相談能力の向上が図られました。
引き続き、県外で開催される研修等に職員を派遣するとともに、県内においても研修会等を実施し、職員の資質向上に努めます。

第2 食品に関する正確な情報の提供

(1) 食品表示の適正化の推進

① 適正な食品表示の徹底

○ 食品表示担当職員の資質の向上

【具体的な事業・取組】

- ・食品表示担当職員研修等の実施
(健康づくり推進課、生活衛生課、各地域振興局)

【成果・課題等】

研修等により食品表示の適正化のための担当職員の資質向上が図られました。
引き続き、食品表示担当職員向けの研修会を開催して、職員の知識と意識の向上を図ります。

○ 関係機関の連携による食品表示の合同調査・指導

【具体的な事業・取組】

- ・食品表示合同調査の実施
- ・食品表示に係る一斉取締まり



(生活衛生課、各地域振興局福祉環境部、生活センター)

食品表示合同調査： 食品表示に関する法律（食品表示法、食品衛生法、健康増進法、景品表示法など）を所管する関係部署が主に道の駅を対象に合同で食品表示の調査・指導を行うこと。

【成果・課題等】

食品表示合同調査により道の駅・売店等において販売される県内食品の表示の適正化が図られました。

消費者への食品の情報提供に資する食品表示は、頻繁に制度が変更される傾向にあり、事業者の対応が追いつかないことが多いため、引き続き、適正表示について、関係者への指導を実施する必要があります。

② 消費者の視点による食品表示の監視

○ 食品表示の監視・指導

【具体的な事業・取組】

- ・日常的モニタリング活動
- ・食品表示110番の設置 (生活衛生課)

【成果・課題等】

モニタリング活動及び食品表示110番の設置により、迅速な改善措置等の対応を行い、食品表示の適正化が図られました。

引き続き、適正表示の推進のため、食品表示法に基づき食品表示の監視・指導を実施します。

(2)トレーサビリティシステムの構築

① 主要農畜産物のトレーサビリティシステムの構築

○ 米、青果物トレーサビリティーの円滑な運営に向けての生産情報の整備・充実

【具体的な事業・取組】

- ・「秋田こめ通信簿」及び青果物等の生産履歴情報の充実による米、野菜等のトレーサビリティシステムの構築支援 (水田総合利用課、園芸振興課 (JA中央会))

【成果・課題等】

生産者の安全・安心に対する意識が高まり、記帳率が増加しました。今後とも米、青果物トレーサビリティーの円滑な運営のため、指導を継続していく必要があります。

○ 家畜個体識別耳標の適正装着と報告の徹底

【具体的事業・取組】

- ・牛の出生、異動報告などを円滑かつ正確に実施するためのシステム確認
(畜産振興課)

【成果・課題等】

生産者・関係者への周知徹底によりトレーサビリティシステムが浸透し、耳標の装着が定着しましたが、今後とも適正に耳標が装着・管理されるよう指導を継続する必要があります。

○ 牛肉トレーサビリティシステムの円滑な運用

【具体的事業・取組】

- ・県産牛ブランドである「秋田牛」ウェブサイトの充実強化（秋田牛個体情報検索が可能）
(畜産振興課)

【成果・課題等】

消費者等の食の安全・安心を確保するための牛肉トレーサビリティシステムが理解され浸透しましたが、消費者等に対し、トレーサビリティシステムの情報を的確に発信する必要があります。

(3) 健康影響に関する情報の提供

① 食品による健康被害発生予防に関する情報提供の推進

○ 健康被害の発生を予防する注意喚起・情報提供の推進

【具体的事業・取組】

- ・県内の季節に合わせた食品安全情報の提供
- ・美の国あきたネットによる情報提供
- ・Y o u T u b e による啓発動画発信
- ・各種印刷物による情報提供
- ・マスコミ等を活用した情報提供



(生活衛生課)

【成果・課題等】

様々な媒体を通じて食品による健康被害についての注意喚起や情報提供に努めましたが、引き続き、食品による健康被害発生を未然に防止するため、食品安全情報の提供を実施します。

第3 生産者、食品関連事業者、消費者の相互理解・信頼関係の確立

(1)情報の共有・相互理解の推進

① リスクコミュニケーションの推進

○ 相互理解の推進、信頼関係の確立

【具体的な事業・取組】

- ・生産者、食品関連事業者、消費者による情報の共有化、意見交換の場の提供
- ・食品安全・安心に関する地域懇談会等の開催（生活衛生課）

【成果・課題等】

食品安全地域懇談会等に参加した県民に対して、食品安全に関する情報発信を行い、生産者、食品関連事業者、消費者の各関係者間の情報共有が図られました。今後は、開催方法を工夫しながら懇談会を開催するなど、地域の実情に即しながら地域毎に実施する必要があります。



(2)食育の推進

① 望ましい食生活の普及啓発

○ 栄養・食生活改善による健康づくりの推進

【具体的な事業・取組】

- ・主食・主菜・副菜がそろった食事等の望ましい食生活の普及啓発
- ・食生活改善推進員等のボランティアの育成・支援（健康づくり推進課）

【成果・課題等】

ライフステージ別栄養出前講座や伝達講習会の開催により、バランスの良い食事の普及啓発を行いました。

引き続き、関連事業を通して、野菜摂取、減塩の普及啓発を継続して行う必要があります。

○ 食を通じた健康づくりと情報提供の推進

【具体的な事業・取組】

- ・健康づくりのための食生活指針の普及
- ・栄養改善研修会

（健康づくり推進課）

【成果・課題等】

食育関係者への食生活改善の実践普及を図るとともに、2015年より使用する食事摂取基準に関する情報を行政機関、学校等、食育事業に従事する機会の多い栄養士が共有することができました。

引き続き、研修会等での健康づくりのための食生活に関する情報について共有を図ります。

② 地域における体験学習の推進

○ 食と農への理解の推進

【具体的な事業・取組】

- ・農業体験等の情報提供

(農山村振興課、各幼稚園・保育所・小学校)

【成果・課題等】

農業体験学習の推進により、食への関心が高められ、食育や秋田の食文化の周知につながっています。

引き続き、各関係機関と連携し農業体験等の普及・啓発を行います。

○ 地域における食育実践活動の充実

【具体的な事業・取組】

- ・あきた食育推進事業
- ・食育ボランティアによる活動 (健康づくり推進課)
食育ボランティア： 地域の農産物や食生活改善、食品の安全性など、食に関する知恵や技術を伝える活動を行っている人達のこと。

【成果・課題等】

食育ボランティアによる食生活改善指導や料理指導、農作物栽培指導を中心とした活動を行いました。食育の実践活動を行政機関、小学校及び中学校栄養教諭、農業団体等の関係者と情報共有することができました。

引き続き、関係団体による地域での食育活動を継続していきます。

(3) 地産地消の推進

① 県産農産物の利用促進等

○ 地域で生産される農産物等を地域で消費する「地産地消」と豊かな県産食材への理解の推進

【具体的な事業・取組】

- ・6次化商品・地産品PRイベントの開催
- ・あきた産デーフェアの開催
- ・直売所全県研修会の開催
- ・県産食材等の利用拡大及び情報提供（農業経済課）

【成果・課題等】

あきた産デーフェア等のイベント開催により、地産地消の意識の醸成を図っていますが、生産者、食品関連事業者、消費者が一体となった県産食材等の利用拡大に向けた取組の継続が重要となっています。

○ 家庭等における地産地消の普及啓発

【具体的な事業・取組】

- ・食の国あきた推進会議等の開催
 - ・食育研修会、食育ボランティアによる活動
- (健康づくり推進課)

【成果・課題等】

関係者間で、地域の実情に応じた食育の推進について協議し、連携・協働体制を維持するため、食の国あきた推進会議を開催しました。引き続き、郷土食の伝承のため、食育ボランティア等関係者による普及・啓発を行います。

○ 地場産農産物の活用の促進

【具体的な事業・取組】

- ・学校給食使用物資調査（野菜15品目重量割合）
- (保健体育課)

野菜15品目：

じゃがいも、にんじん、ほうれん草、ピーマン、長ねぎ、キャベツ、玉ねぎ、ごぼう、きゅうり、大根、白菜、トマト（ミニ）、生しいたけ、アスパラガス、小松菜



【成果・課題等】

地場産農産物活用について市町村の意識付けが図られるとともに、食育を通して地域への関心を高めたり、地域の食文化に触れたりするよい機会となっています。

地場産物活用促進モデル事業を実施し、体制の構築や食育の推進を目指した取組を実施しました。活用率が低い市町村への働きかけや、モデル事業における好事例を研修会で紹介するなど、活用の促進を継続して呼びかける必要があります。

(4)認証制度の普及

① 高品質な県産食品の開発及び品質の向上の促進

○ 有機・特別栽培農産物の認証

【具体的な事業・取組】

- ・特別栽培農産物認証制度の推進 (農業経済課)

特別栽培農産物： 化学合成された農薬・肥料を地域の平均的な栽培方法の半分以下に抑えて作られた「人」「環境」にやさしい農産物のこと。第三者機関が検査、確認し、認証している。

【成果・課題等】

令和7年度から「サキホコレ」が特別栽培農産物の認証取得が必須となるため、今後特別栽培米の販売量の増加が見込まれており、引き続き制度の認知度向上を図っていく。

○ HACCPに基づく衛生管理の導入支援

【具体的な事業・取組】

- ・あきたの食安全・安心推進事業における秋田県HACCP認証推進事業 (生活衛生課)

【成果・課題等】

認証取得施設が食品製造業や販売業の他、学校（給食センター）へも広がるなど、HACCPに基づく衛生管理の導入について理解が深まるとともに、県産食品の安全性確保が図られています。引き続き、認証制度の普及を推進します。

「食品の安全・安心のためのアクションプラン」の目標達成状況の推移

年度	2021年度(令和3年度)				2022年度(令和4年度)				2023年度(令和5年度)				2024年度(令和6年度)				4年間の平均								
	指標数	目標達成状況			指標数	目標達成状況			指標数	目標達成状況			指標数	目標達成状況			指標数	目標達成状況							
施策の方向		上回る	達成	概ね達成		上回る	達成	概ね達成		上回る	達成	概ね達成		上回る	達成	概ね達成		上回る	達成	概ね達成	未達成				
第1 生産から消費に至る食品の安全性の確保	18	3 (16.7%)	5 (27.8%)	6 (33.3%)	4 (22.2%)	18	7 (38.9%)	5 (27.8%)	3 (16.7%)	3 (16.7%)	18	7 (38.9%)	6 (33.3%)	2 (11.1%)	3 (16.7%)	18	4 (22.2%)	7 (38.9%)	2 (11.1%)	5 (27.8%)	18 (29.2%)	5.25 (31.9%)	5.75 (18.1%)	3.25 (20.8%)	3.75
1 生産段階における安全性の確保	9	2	4	2	1	9	5	4		9	4	4	1		9	2	5	0	2	9	3.25	4.25	0.75	0.75	
2 製造・加工段階における安全性の確保	4		1	1	2	4		1	1	2	4		2		2	4		2	4	0	1.5	0.5	2		
3 流通・販売段階における安全性の確保	3			2	1	3	1		1	1	3	1		1	1	3	1		1	1	0.75	0	1.25	1	
4 消費段階における安全性の確保	2	1		1		2	1		1		2	2				2	1		1		2	1.25	0	0.75	0
第2 食品に関する正確な情報の提供	6	2 (33.3%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	6	3 (50.0%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	6	3 (50.0%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	6	2 (33.3%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	6 (41.7%)	2.5 (33.3%)	2 (0.0%)	0 (25.0%)	1.5
1 食品表示の適正化の推進	3	1			2	3	2			1	3	2			1	3	2			1	3	1.75	0	0	1.25
2 トレーサビリティシステムの構築	2	1	1			2	1	1			2	1	1			2		1		1	2	0.75	1	0	0.25
3 健康影響に関する情報の提供	1		1			1		1			1		1			1	1			1	0	1	0	0	
第3 生産者・食品関係事業者・消費者の相互理解・信頼関係の確立	7	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (28.6%)	5 (71.4%)	7	1 (14.3%)	0 (0.0%)	2 (28.6%)	4 (57.1%)	7	1 (14.3%)	0 (0.0%)	3 (42.9%)	3 (42.9%)	7	4 (57.1%)	0 (0.0%)	2 (28.6%)	1 (14.3%)	7 (21.4%)	1.5 (0.0%)	0 (32.1%)	2.25 (46.4%)	3.25
1 相互理解の推進	1				1	1	1				1	1				1	1				1	0.75	0	0	0.25
2 食育の推進	3			1	2	3			1	2	3			2	1	3	2		1	3	0.5	0	1.25	1.25	
3 地産地消の推進	2				2	2				2	2				2	2	1			1	2	0.25	0	0	1.75
4 認証制度の普及	1			1		1			1		1			1		1		1	1	0	0	1	0		
合計	31	5 (16.1%)	7 (22.6%)	8 (25.8%)	11 (35.5%)	31	11 (35.5%)	7 (22.6%)	5 (16.1%)	8 (25.8%)	31	11 (35.5%)	8 (25.8%)	5 (16.1%)	7 (22.6%)	31	10 (32.3%)	9 (29.0%)	4 (12.9%)	8 (25.8%)	31 (29.8%)	9.25 (25.0%)	7.75 (17.7%)	5.5 (27.4%)	8.5

*目標達成状況について、実績が目標を上回っているものは「上回る」、目標どおりであるものは「達成」、8割以上のものは「概ね達成」、8割に満たないものは「未達成」としております。

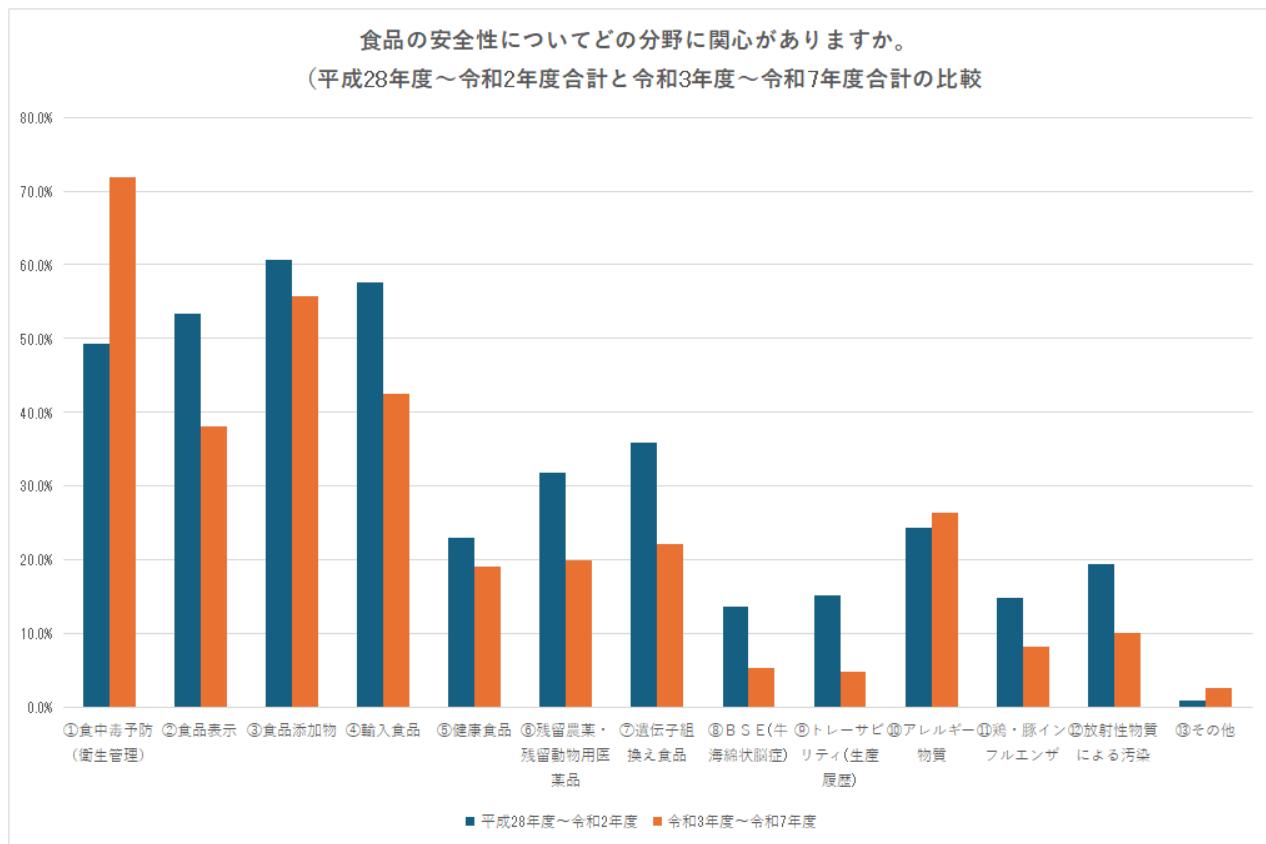
○2021年度（令和3年度）～2024年度（令和6年度）の4年間の「食品の安全・安心のためのアクションプラン」の目標の達成状況は、平均すると100%以上の達成が54.8%、80%以上が72.6%となっており、計画全体では概ね順調に推移しました。なお、令和2年度から4年度は新型コロナウイルスの影響で一部実施困難となった計画もありました。

II 県民の食品の安全性に対する意識

□ 食品の安全・安心に関するアンケート調査について

食品の安全・安心に関する県民意識を把握するため、2004年（平成16年）から県政モニターの方々を始めとする県民の皆様を対象として、「生産から消費」までの各段階に対する不安の有無及びその内容などについて、アンケート調査を実施し、県の施策・事業などに役立てています。令和4年度に県政モニターアンケートは終了しましたが、年度ごとに食品安全に関するアンケートを継続して実施し、県民の意識を把握することで、施策立案に反映させています。

食の安全・安心に関するアンケート調査



「食品安全にすることについて、どの分野に関心がありますか。」を選択した延べ人数の割合

(回答人数 平成28年度～令和2年度 延べ428名) (令和3年度～令和7年度 延べ316名)

(複数選択可)

□ アンケート調査から得られた課題

令和3年度～令和7年度に実施したアンケート結果を通じて一貫して最も高い関心を集めているのは、「食中毒予防（衛生管理）」です。これは、食の安全に対する県民の懸念が、最も直接的な健康被害につながる食中毒の防止に向けられていることを明確に示しています。特に、食品衛生法が改正され、2021年6月から原則全ての食品事業者にHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が義務化されたことは、県民の衛生管理への意識を一層高める要因となったと考えられます。また、新型コロナウイルス感染症の流行初期には、外出自粛に伴うテイクアウトやデリバリー需要の増加があり、これらの新たな食の提供形態における食中毒への懸念が、この分野への関心をさらに強めた可能性も考えられます。

次に、高い関心を示しているのは「食品添加物」であり、食品に含まれる成分に対する消費者の意識の高さがうかがえます。加えて、「食品表示」も高い関心を集める項目の一つであり、消費者が食品を選択する上で表示情報の透明性と正確性を重視していることが示唆されます。

「輸入食品」については、国外における食品の衛生状況への不安に加え、輸入食品の農畜産物の残留農薬や動物用医薬品の基準値超過事例などが散見されており、それらが高い関心を保つ理由の一つとして考えられます。

近年の国内外の動向に目を向けると、新たな環境汚染物質や、食品中に含まれる可能性のある多様な化学物質に関する報道が増加しています。このような広範な化学物質への懸念が、アンケート項目である「残留農薬・残留動物用医薬品」など、食品中の化学物質全体に対する関心を高める要因となっていると考えられます。

さらに、直近の出来事として、2024年には紅麹（べにこうじ）使用製品による健康被害の問題が発生しました。この問題では、健康被害情報の行政への報告遅延が社会的な問題となり、機能性表示食品に対する信頼に影響を与えました。こうした事案は、「健康食品」や「健康影響に関する情報」への関心を高めることがあり、消費者の健康に対する意識の高さと、それを取り巻く情報への感度の高さを示しています。

これらの結果から、食品をめぐる社会情勢や個別の事案が、消費者の食品安全に対する具体的な関心事項を時として変化させるものの、食中毒予防や食品添加物への懸念といった共通の不安が常に存在し、県民が食品の安全性に高い意識を抱き続けていることが分かります。食品の安全性と安心のための信頼性確保を軸に、多様な施策を計画的かつ

総合的に推進していくことが引き続き重要となります。

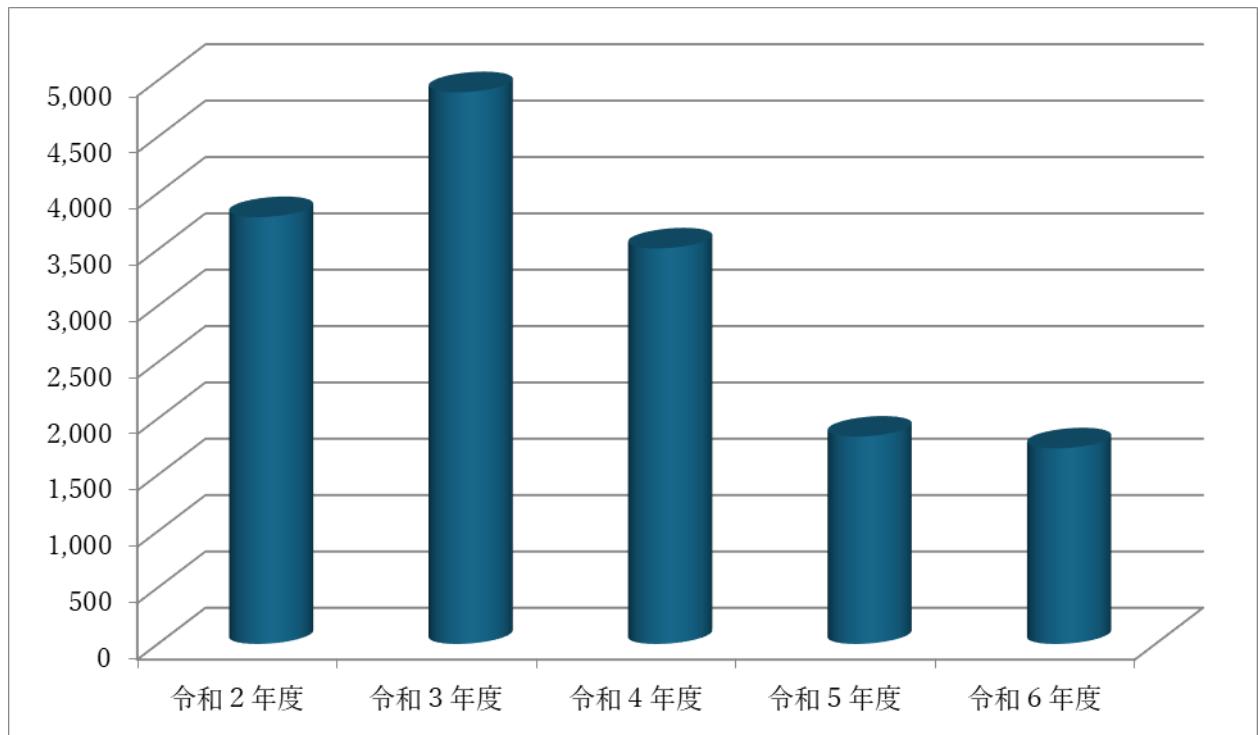
III 食品を取り巻く現状と課題

アンケート結果より、食品の衛生管理について不安を感じる人が一定数いることが分かっています。前計画策定以降に新型コロナウイルスが流行したことにより、人々の衛生意識の向上と食品の安全性に対する関心が高まった可能性があります。しかし、健康食品の安全性に対する問題や、原産地表示の偽装や改ざん、アレルギー物質の表示欠落などでの自主回収、フードディフェンスなどの話題が後を絶たず、食品をめぐる県民の不安や不信感は依然として続いている。

1 食品関連事業者のコンプライアンス(法令遵守)意識の向上

食品の安全性確保に第一義的責任を負うのは事業者ですが、原産地の偽装表示などの事例は、事業者のコンプライアンス意識の低下によるものと考えられ、消費者に食品に対する不安や不信感を与えました。食品の安全確保は事業者の責務であり、本計画においては、事業者のコンプライアンス意識の醸成や再認識を図ります。

食品表示110番の実績



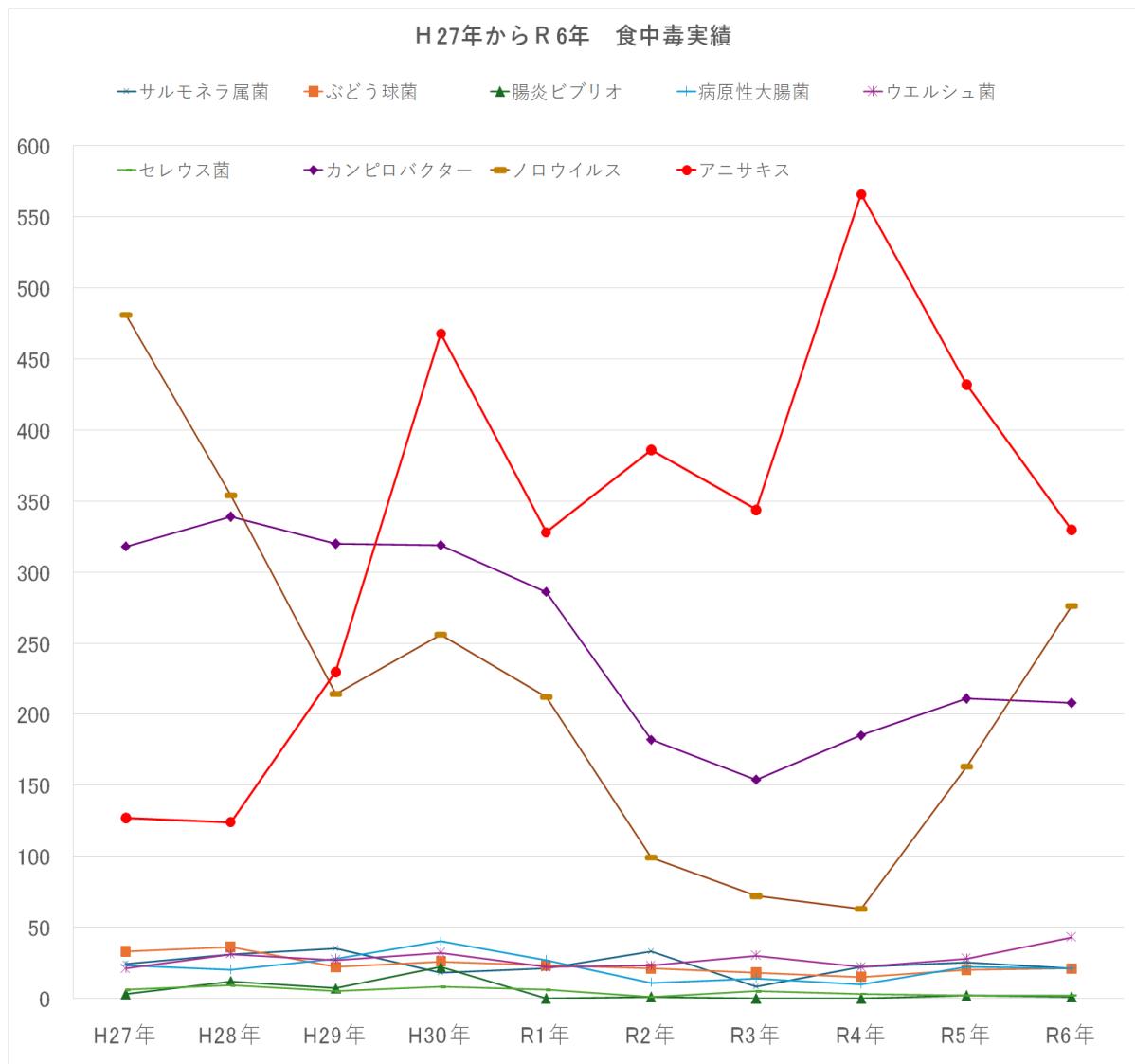
(出典：農林水産省「食品表示110番実績（過去の実績）」)

2 食品等事業者が自ら行う衛生管理の一層の推進

全国食中毒統計（厚生労働省）によると、過去10年間でアニサキス、カンピロバクター、ノロウイルスが食中毒の発生要因の半数以上を占めています。特にカンピロバクターやノロウイルスは、わずかな菌量・ウイルス量でも発症に至るため、食中毒の未然防止には事業者による一層の衛生管理徹底と意識向上が不可欠です。

食品の安全性を確保するには、生産から消費に至る「フードチェーン」の各段階での取り組みが重要です。とりわけ生産・製造段階では、HACCPに沿った衛生管理に基づき、原材料の保管、施設設備の衛生、作業・処理工程を適切に管理する必要があります。そのため、食品関連事業者が自ら衛生管理を推進できるよう、支援体制の整備が求められます。

◇◇◇食中毒発生状況（全国／年次推移）◇◇◇



(出典：厚生労働省「食中毒統計資料」年次別食中毒発生状況・病因物質別)

3 食品の安全性に関する正しい情報提供と内容の充実

県民の食に対する信頼を確保するためには、事業者の自主的な取組や行政による監視指導による安全性確保のみならず、県民が食品衛生に関する様々な情報を入手し、自らの判断で、安全な食品を選択できるようにすることが必要です。

そこで、食品の安全に関する提供情報の充実に努めるとともに、県民の視点に立った情報提供を実現するため、より多くの県民の意見を聴く機会を設ける必要があります。

4 食品の品質保証と信頼性の確保

本県には、他に誇れる優れた食材「サキホコレ」や「比内地鶏」を始め、安全で高品質な農畜水産物があります。

これら県産食品の品質を保証し、信頼を得るためにには確かな機関による認証制度が必要です。

5 その他食品を取り巻く状況

我が国の食料自給率は、カロリーベースでは38%（2023年度（令和5年度）実績）です。

これは、主食である米の消費が減り、自給率の低い畜産物などの消費が増加し、食品の消費の多様化に国内生産が対応できない結果と言われております。

『秋田県食品の安全・安心に関する条例』において、本県は、「我が国の食料自給に大きな役割を果たす」としていることからも、県産食品の安全性と信頼の確保に向けて、関係機関が一丸となって取り組むことが求められています。

従って、食料の安全保障を確保するためには、「生産から消費に至る食品供給行程（フードチェーン）」全体での取り組みが極めて重要となります。フードチェーンの各段階、すなわち生産、製造・加工、流通・販売、消費のそれぞれにおいて、関係者全員が食料の安全性確保に責任を持ち、協働・連携していく必要があります。



第3章 施策の展開

第1 生産から消費に至る食品の安全性の確保

食品の安全性を確保するためには、生産、製造・加工、流通・販売、消費に至る食品供給行程（フードチェーン）の各段階において、関係する人々がそれぞれに取組を行う必要があります。

1 生産段階における安全性の確保

生産者は、農畜水産物の安全性確保について、第一義的な責任を有していることを認識し、関係法令を遵守し、安全・安心な農畜水産物を供給する責務と役割を有しています。

このため、生産物の安全性確保に係る知識及び技術の習得、農薬、肥料、飼料、動物用医薬品などの適正使用、使用状況などの記録・保管を行うとともに、残留農薬などの自主検査を推進します。

① 安全な農産物の生産

ア 農薬・肥料の適正使用の指導

食品衛生法改正に伴い、2006年（平成18年）にボジティブリスト制が導入され、残留農薬等の規制が強化されました。

農薬や肥料の使用の実態、問題点・課題を把握し、農薬販売業者への立入検査や生産者に対する適正使用の啓発、指導に努めます。

農業団体等が実施する、米、野菜、果実などの県産農産物の残留農薬の自主検査を促進するほか、生産者に対して使用した農薬・肥料の種類・量・使用時期などの栽培履歴の記帳を指導・支援します。

イ 土壌汚染対策の推進

食品衛生法の改正により、2011年（平成23年）2月に、米のカドミウム国内基準値が、それまでの1.0 ppm未満から0.4 ppm以下に改訂されており、この基準値に対応した汚染地域では湛水管理を徹底するほか、全県域でカドミウム低吸収性品種の導入を進め、汚染米の生産を防止し、安全な秋田米の生産流通を確保します。

ウ 的確な発生予察と総合防除の推進

農薬以外の病害虫抑制対策（予防）を行った上で、病害虫の発生生態や被害状況等の分析により的確な発生予察（判断）を行い、これに基づいて、化学農薬だけに頼らない防除対策（防除）を組み合わせた総合防除を推進します。

エ 農業生産工程管理(GAP)の推進

農業生産活動における各作業の正確な実施、記録、点検、評価など一連の工程管理により、農業者自らの経営改善・効率化だけでなく、SDGsの達成や持続可能な農業生産を推進します。

② 安全な畜産物の生産

ア 動物用医薬品・飼料の適正使用の指導

動物用医薬品の畜産物への残留防止を図るため、生産者及び獣医師に対し動物用医薬品の適正使用の指導を行い、安全な畜産物の生産を図ります。

また、関係機関と連携し、給与飼料の安全性の確認を行うとともに、飼料の給与状況を記録するよう指導し、畜産物の安全性の確保を図ります。

イ 家畜伝染病予防

牛海绵状脳症（BSE）については、正確な牛の生産履歴情報を提供するため、生産者等に対し個体識別耳標の装着と、出生、異動などの報告を徹底させます。また、死亡牛のBSEスクリーニング検査を引き続き実施します。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、養鶏場の立ち入り検査や死亡状況の報告を徹底させるなど防疫対策を一層強化し、早期発見や拡大防止に努めます。

③ 安全な魚介類の出荷・生産

ア 貝毒発生監視及び自主管理の推進

漁業者、漁協、分析機関、行政の連携を密にして、下痢性貝毒モニタリング調査、貝毒原因プランクトンの発生調査を実施し漁協の自主的な管理への指導に努めます。

イ 水産用医薬品・飼餌料の適正使用の指導

水産用医薬品の適正使用や安全な飼餌料の使用を徹底するため、魚介類の種苗生産や養殖業者等に対し、使用に関する啓発・指導を行い、安全な水産物の生産を図ります。

2 製造・加工段階における安全性の確保

食品衛生法に基づき毎年度策定する「食品衛生監視指導計画」により、食品営業施設や給食施設等に対する監視指導の徹底、計画的食品検査の実施、食品衛生知識の普及啓発に努めます。

また、本県独自の認証制度『秋田県HACCP認証』などの、HACCPに基づく衛生管理の導入支援を行うほか、食品関連事業者が行う自主的な衛生管理の推進を図り、安全で衛生的な食品供給に向けた取組を充実、強化します。

令和3年6月より、原則全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を行う必要があり、中小規模事業者へのHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施においては、積極的に指導や助言を行います。

① 食品営業施設等に対する監視指導

過去の食中毒や違反食品の発生頻度、製造技術の特殊性などを考慮し、各業種別に監視指導計画を定め、重点監視対象施設を中心とした計画的、効率的な監視指導を実施します。

また、食品衛生監視員を研修会等に派遣することで、最新の知見や情報を収集し、これを基に監視技術の向上を図ります。

② 食品関連事業者によるHACCPに沿った衛生管理の推進

食品衛生推進員による巡回活動を推進し、食品営業者の衛生管理の向上を図ります。

また、県内における主要な食品営業施設等（大量調理を行う施設や広域的に流通する食品を製造する施設等）を中心に、HACCPに基づく衛生管理の導入を支援するため、食品関連事業者の意識啓発を図り、技術支援を行います。

③ 集団給食施設における衛生管理の推進

集団給食施設の衛生管理の徹底を図るため、学校給食にあっては各市町村教育委員会と連携し、各種研修会による関係職員の資質の向上と、学校給食施設訪問指導による衛生管理等の徹底を図ります。

④ 飲用水の安全性の確保

飲用に供する水の安全性を確保するため、市町村等水道事業者に対しPFOS及びPFOA等の水質基準などの遵守を徹底するよう指導します。

3 流通・販売段階における安全性の確保

流通・販売段階における食品の安全性確保のためには、販売店など食品関連施設における食品の適切な品質管理や衛生管理が重要であることから、「食品衛生監視指導計画」に基づき監視指導を実施します。

また、県内に流通する食品（輸入食品を含む。）について、残留農薬や食品添加物などの検査を実施し、違反食品の排除に努めるとともに、いわゆる健康食品と称する、無承認無許可の医薬品成分を含む食品の流通を防止するため、監視指導を行います。

① 県内流通食品等の安全検査

食中毒菌、食品添加物、成分規格基準、残留農薬等の検査を実施し、違反食品の排除に努めるとともに、ウェブサイト等により検査結果を公表します。

輸入食品については、検疫を所管する国や他の都道府県との情報の共有を図り、営業施設の監視指導と併せて、効率的な検査を実施します。

安全な食肉や食鳥肉等の流通を確保するため、と畜検査・食鳥検査及び必要に応じて精密検査を実施するとともに、事業者に対しと畜場や食鳥処理場での衛生管理を徹底させたなど、検査・監視体制の充実・強化を図ります。

食品流通の広域化に対応するため、関係自治体との連携を強化し、不良食品等の情報収集と情報提供に努めるほか、食品検査施設における試験検査の信頼性を確保するため、精度管理の充実に努めます。

② 無承認無許可の医薬品成分を含む食品の流通防止

いわゆる健康食品と称する、無承認無許可の医薬品成分を含む食品の流通を防止するため、監視指導を行います。

無承認無許可の医薬品成分を含む食品の情報については、医師会・薬剤師会等の関係機関に提供するとともに、ウェブサイト等により県民の注意を喚起します。

4 消費段階における安全性の確保

消費者が、自らの判断で食品を適切に選択できるよう、食品の安全性に関する情報や食品表示の知識等を提供します。

また、家庭における食品による健康被害の発生を未然に防止するため、食品の取扱いなど、食品衛生に関する正しい知識を従前の方々に加えて、新たにSNSやYouTube等を活用しながら普及啓発に努めます。

① 食品の安全性・食品衛生に関する知識の普及促進

家庭における食品による健康被害の発生を未然に防止するため、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、食品衛生関係事業者団体の自主的活動を支援します。

また、行政機関などからの情報提供を受け取るだけでなく、自ら進んで学ぼうとする方々の学習活動を支援します。

② 消費者相談体制の充実

食品の安全・安心に関する問い合わせや相談等については、各消費者相談窓口や各保健所において受付し、適切な対応を行います。

第2 食品に関する正確な情報の提供

食品の安全性に関する様々な情報が氾濫する中、情報が正しく伝わっていない場合があります。

食品の安全性確保とともに、信頼し安心できる正しい情報を迅速かつ分かりやすく伝える必要があります。

1 食品表示の適正化の推進

平成27年4月から施行された「食品表示法」や関係法令に基づき、調査・指導を行うほか、偽装表示を始めとする不正表示を防止します。

① 適正な食品表示の徹底

食品表示の適正化を図るため、食品関連事業者等を対象としたセミナー等を開催及び食品表示に係る一斉取締りの実施を行います。

② 消費者の視点による食品表示の監視

食品表示110番の設置（生活衛生課、大館保健所、横手保健所）により、食品表示の監視指導を行います。

2 トレーサビリティシステムの構築

主要な農畜産物の安全性や信頼性の向上を図るため、生産、流通、販売各段階における情報の追跡と提供ができるトレーサビリティシステムを構築します。

① 主要農畜産物のトレーサビリティシステムの構築

県内はもとより全国へ向けて、安全で美味しい秋田県内の主要農畜産物の品質を保証し信頼性向上を図るため、生産履歴を明らかにするトレーサビリティシステムの構築に向けた取組を推進します。

3 健康影響に関する情報の提供

食品を原因とする健康被害の発生を未然に防ぐため、ウェブサイトや新聞・テレビ等のメディアに加えてSNSやYoutTube等を活用しながら、情報提供に努めます。

① 食品による健康被害発生予防情報提供の推進

ア 健康被害の発生を未然に防ぐため、関連情報の収集に努めるとともに、食品安全に関する調査・研究を通じて得られた情報を提供するなど、日頃から啓発活動を行います。

また、注意喚起の際は、迅速に提供するとともに食中毒等の健康被害発生の予防に関する情報の提供を行います。

イ 生産者や食品関連事業者など当事者自身による食品の安全・安心に関する情報（食中毒警報発令等）の発信や提供を支援します。

第3 生産者、食品関連事業者、消費者の相互理解・信頼関係の確立

食品の安全性の確保を的確に進めるためには、生産者、食品関係事業者、消費者の関係者間で情報の共有化、意見交換を行い、信頼関係を築くことが重要であり、相互理解に基づいた取組を進めていく必要があります。

1 情報の共有・相互理解の推進

食品の安全・安心を確保するためには、食品には一定のリスクがあることを前提に生産から消費に至るすべての段階の人々が情報を共有して、意思疎通を図り、相互理解による信頼関係を築くリスクコミュニケーションの促進を図ります。

① リスクコミュニケーションの推進

食品の安全・安心に関する様々なテーマについて、情報共有や意見交換の場を提供し、生産者、食品関係事業者、消費者間の相互理解を図ります。

2 食育の推進

別に定める「第5期秋田県食育推進計画」に基づき、子どもから高齢者まで生涯を通じた食育を一層推進するとともに、海山に恵まれ、自然豊かな秋田ならではの体験を通して、県民の生きる力を育むための取組を推進します。

① 望ましい食生活の普及啓発

「秋田県民の食生活指針」に基づき、ライフステージに応じた食を通じた健康づくりを推進します。

3 地産地消の推進

地元でとれた農林水産物を地元で消費する地産地消の取組は、消費者と生産者・食品事業者との相互理解を促進し、信頼関係を確立するうえで重要であるため、このような取組や活動を関係機関と連携し支援します。

① 県産農畜水産物の利用促進等

農林水産物の生産現場に対する消費者の理解の深化や相互理解を促進するとともに、学校給食等への県産農畜水産物の利用促進を図ります。

4 認証制度の普及

秋田県内において生産される「比内地鶏」を始めとする、高品質な農畜水産物及び県産食品の品質を保証し、県内はもとより全国へ向けて、発信するために各種認証制度の信頼性を高めるとともに、同制度の普及を推進します。

① 高品質な県産食品の開発及び品質向上の促進

秋田県内において生産される、農畜水産物及び県産食品の品質の高さなどを保証し信頼性を高めるため、各種認証制度の普及促進を図ります。

《各種認証制度》



◇「秋田県特別栽培農産物 認証制度」

その農産物が県内の慣行レベルに比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物であることを認証する制度



◇「秋田県比内地鶏ブランド認証制度」

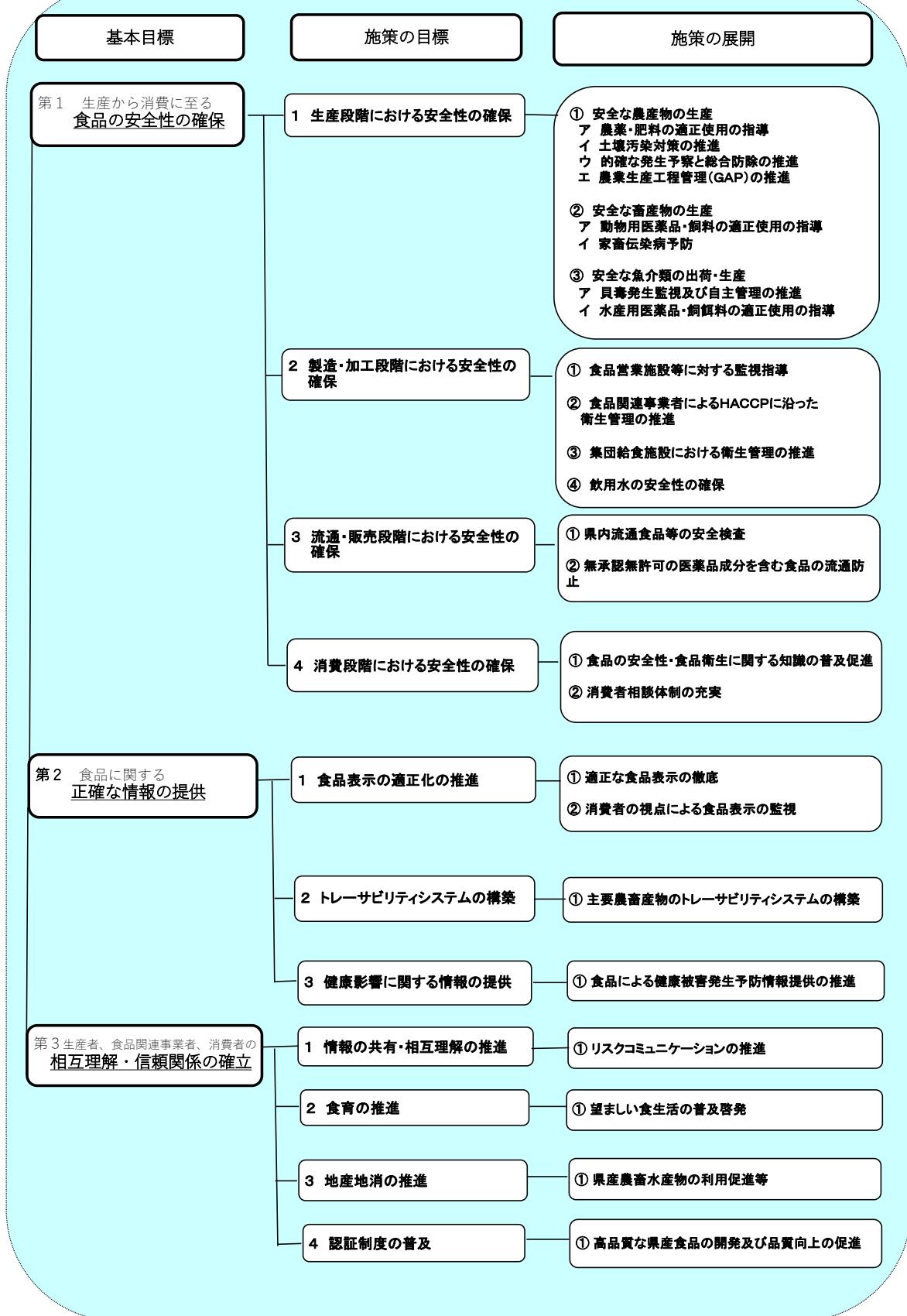
比内地鶏ブランドに対する消費者等の信頼に応えるために、比内地鶏の生産、比内地鶏肉等の加工品及び加工食品の製造に関わる事業者を認定する制度

◇「秋田県HACCP認証制度」

本県の食品の安全性確保と信頼性向上に向け、HACCPによる衛生管理体制を整備し、衛生管理体制が一定水準に達している施設を認証する制度



第5次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画 施策体系図



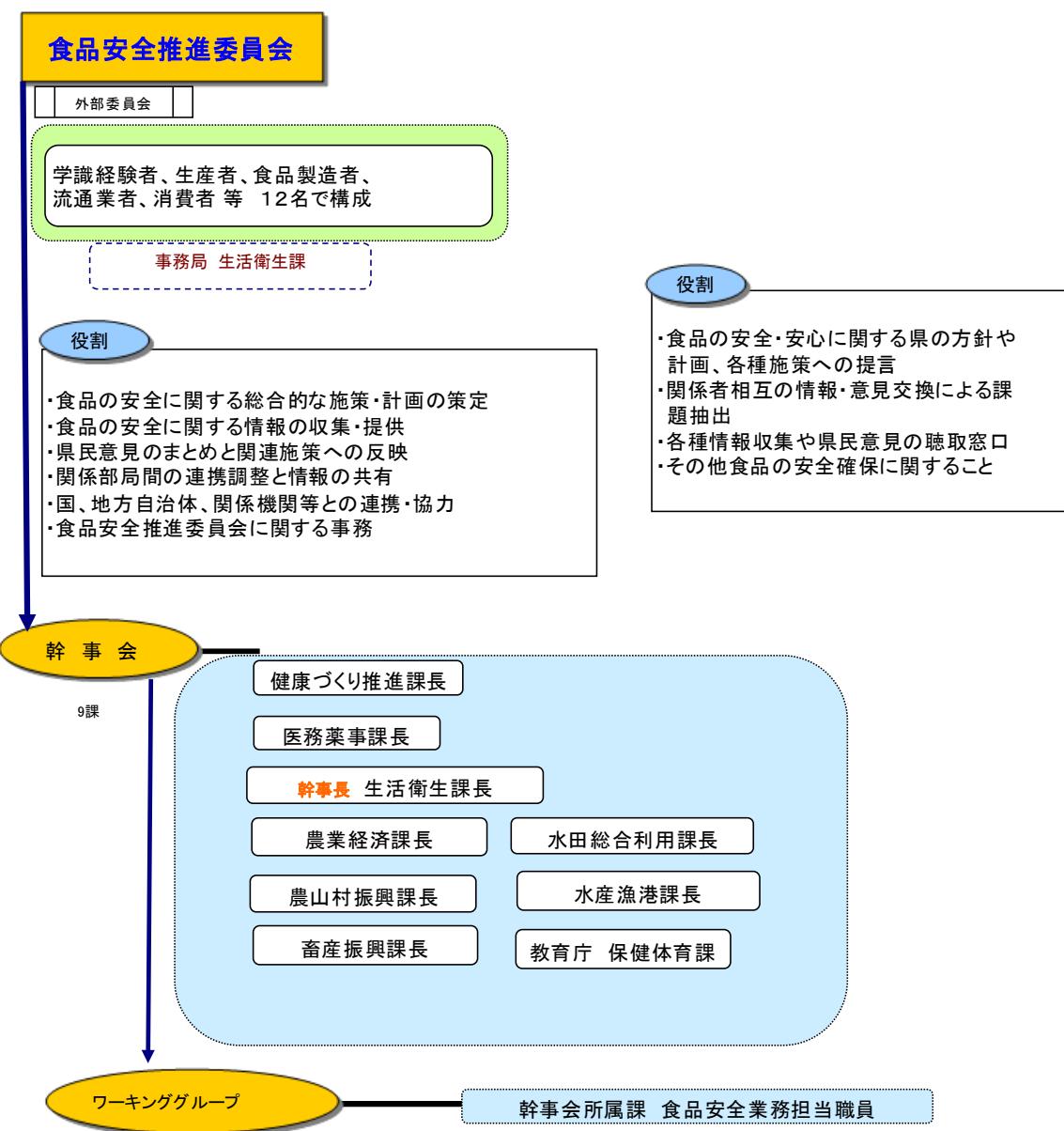
第4章 計画の推進に向けて

1 施策の推進体制

秋田県食品安全推進委員会について

2026年(令和8年)4月1日現在

食品の安全確保と県民が安心できる食生活の確保に向けて、県が推進する施策に県民の広範な意見を反映させるため、秋田県食品安全推進委員会を設置する。なお、当委員会に幹事会を設置しており、幹事会で委員会に付議する議題を調査検討することとなっている。



2 生産者、食品関連事業者、消費者、行政の役割・責務

〔秋田県食品の安全・安心に関する条例〕

(2004年(平成16年)4月1日施行、秋田県条例第20号)抜粋)

(基本理念)

第三条 食品の安全・安心は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられるこ
と。
- 二 農林水産物の生産から食品の消費に至るまでの各段階において必要な措置が適切に講じ
られること。
- 三 県、食品関連事業者及び消費者が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食品の安全
・安心に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(食品関連事業者の責務)

第五条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが
食品の安全・安心について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全・安心に
必要な措置を適切に講ずるとともに、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ
適切な情報の提供に努め、及び県が実施する食品の安全・安心に関する施策に協力するもの
とする。

(消費者の役割)

第六条 消費者は、基本理念にのっとり、自ら進んで食品の安全・安心に関する知識を修得し、
食品の安全・安心に関する施策について意見を表明するよう努めることによって、食品の
安全・安心に積極的な役割を果たすものとする。

3 計画の進行管理

(1) 進行管理

本計画を達成するため、具体的な行動計画「食品の安全・安心のためのアクション
プラン」により、達成数値目標を掲げ、事業や取組を実施し、その達成状況や実
施結果について公表します。

(2) 事業の評価

消費者、生産者、食品関係事業者、学識経験者で構成される外部委員会「食品
安全推進委員会」において、事業の実施状況等を報告し、意見を求めるとともに、
反映させるよう努めます。